

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 6 年 2 月 22 日

全国健康保険協会福井支部
支部長 前田 英之

1 企画競争に対する事項

令和 6 年度 被保険者に対する特定保健指導業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画競争参加申込書および添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険または船員保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用をうけている者にあっては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入および国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 個人情報の適切な取扱を行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれか、またはこれらに準ずる個人情報保護認証を取得していること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (10) その他、本企画競争説明書及び業務委託仕様書に定める条件等を満たす者であること。

3 契約候補者の選定

企画競争説明書に記載の提出書類について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争実施要領等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和 6 年 2 月 22 日（木）～令和 6 年 3 月 13 日（水）
- (2) 場所 福井市大手 3-7-1 福井県織協ビル 9 階
全国健康保険協会福井支部 企画総務グループ 担当：丸山

電話：0776-27-8301

5 企画競争実施要領等に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話にて受け付ける。

- (1) 受付先 保健グループ 担当：矢澤、小垣内
電話：0776-27-8304
- (2) 受付期間 令和6年3月6日（水）12時00分まで
- (3) 回答 令和6年3月8日（金）17時00分までに行う。

6 提出書類の提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年3月13日（水）15時00分まで
- (2) 提出先 4 (2) に同じ
- (3) 提出方法 持参もしくは郵送による提出とする。
郵送の場合は書留などの追跡可能な方法とし、提出期限必着とする。

7 企画書等の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加条件に違反した者または競争参加資格に求められる義務を履行しなかった者の提出した提出書類は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
全額免除とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 詳細は企画競争説明書及び仕様書による。
- (6) 本業務委託は、令和6年度予算に基づき実施するものであり、予算に関して厚生労働大臣の認可が得られない場合は、履行期間等の変更又は契約不成立となることもあり得る。
- (7) 採用された事業者の企画競争の結果は、全国健康保険協会ホームページ上に公表することとする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第23条 役職員であった者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であった者が、退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。